

●スケジュール	●改正法の概要	●法施行条例の改正の方向性
<p>★法改正スケジュール 令和2年12月2日 成立 12月9日 公布 令和3年 6月9日 施行</p> <p>★法施行規則(内閣府令)スケジュール 令和3年 1月下旬 改正概要を所轄庁に連絡 2～3月 パブリックコメント実施 3月下旬 公布</p> <p>★川崎市の法施行条例・基準条例改正スケジュール 令和3年 1月 初旬 改正概要・方向性の確定 1月29日 審査会委員へ情報提供 3月19日 法施行条例・基準条例を市議会で議決 3月22日 審査会において報告 6月 9日 施行</p>	<p>①設立の迅速化 ◇縦覧期間を「1月間」から「2週間」に短縮する。 ◇公告を削除し、インターネットによる公表対象書類を拡充する。 ◇インターネットによる公表の期間を認証・不認証の決定までとする。 ◇認証申請の補正期間を「2週間」から「1週間」に短縮する。</p> <p>②個人情報保護の強化 ◇個人の住所・居所を公表等の対象から除外する。 ※所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」 ※NPO法人が閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」 ※所轄庁が閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」</p> <p>③事務負担の軽減 ◇毎事業年度提出書類の一部を提出不要とする。 ◇毎事業年度提出していた「役員報酬規程」と「職員給与規程」を、内容に変更がなければ提出不要とする。</p>	<p>各自治体の裁量や判断を要する改正内容ではないため、全面的に改正法のとおり所要の整備を行う。</p> <p>●基準条例の改正の方向性</p> <p>基準条例は各自治体の裁量で定めているものであるが、川崎市では法を参考に基準等を定めているため、法の改正内容に合わせない特段の理由がない限り、法改正の趣旨を踏まえて改正を行う。</p>

●改正法と改正基準条例の比較等

改正法	改正基準条例	考え方等	実務
縦覧期間を「1月間」から「2週間」に短縮する。 【10条2項】	指定においても縦覧期間を1月から2週間に短縮する。 【3条5項】	◇基準条例第3条第5項は、法第10条第2項を参考にして規定しているため、原則として法改正に合わせて改正する。 ◇縦覧期間を短縮した分、インターネットによる公表対象書類を縦覧と一致させるとともに、公表期間を指定に関する結果が出るまで延伸することで、公開情報の透明性や市民に対する意見募集機会を確保する。	◇指定申出受理後、「基準等チェック表」・「欠格事由チェック表」・「寄附金充当予定事業一覧」・「直近の事業報告書等」・「役員名簿」・「定款等」を2週間の縦覧に供するとともに、同書類を指定に関する決定まで川崎市ホームページに掲載する(個人の住所等は伏せる)。 ◇現行法ではインターネットの公表期間についての規定がないが、実務上は縦覧期間と同期間行っていたため、実質の延伸となる。
公告を削除し、インターネットによる公表対象書類を拡充する。 「内閣府令で定める方法」は未定。 【10条2項】	指定においても公告を削除し、インターネットによる公表対象書類を拡充する。 【3条5項】	◇インターネットによる公表期間の「指定に関する決定まで」は、【指定される場合】は指定条例の施行日までで、【指定されない場合】は市として指定しないことの手続き(決裁)を完了するまでとなる規定ぶりとする。 ◇改正法の「その他の内閣府令で定める方法」については、基準条例において「その他の規則で定める方法」で対応する(公報を想定)。	◇市民からの意見については、縦覧期間である2週間に限らず、インターネットで公表している期間中は審査の参考とする。 ◇市議会への議案提出後も、議決までは議案を差し止めることが可能である。
インターネットによる公表の期間を認証・不認証の決定までとする。 【10条3項(新設)】	指定においても指定に関する決定までとする。 【3条6項(新設)】	◇H28の条例改正において、指定・認定法人が毎事業年度提出する書類のうち、指定と認定で重複する書類の提出を省略した経過もあり、統一性を確保するため、法に合わせて改正する。 ◇内容に変更がない場合に役員報酬規程等の提出を不要とすることに代え、役員報酬等の状況の記載項目を新たに義務付けることについて、法施行規則第32条に追加される予定のため、基準条例施行規則第17条において対応する。	◇法人から提出された書類のうち該当する書類については、黒塗りやマスキング等の処理をして縦覧・閲覧書類とする。
個人の住所・居所を公表等の対象から除外する。 【10条2項、30条、45条1項5号、52条5項(新設)】	指定における縦覧・閲覧等の公開書類についても個人の住所・居所を除外する。 【3条5項、4条1項4号、10条7項(新設)、12条1項】	◇H28の条例改正において、指定・認定法人が毎事業年度提出する書類のうち、指定と認定で重複する書類の提出を省略した経過もあり、統一性を確保するため、法に合わせて改正する。 ◇内容に変更がない場合に役員報酬規程等の提出を不要とすることに代え、役員報酬等の状況の記載項目を新たに義務付けることについて、法施行規則第32条に追加される予定のため、基準条例施行規則第17条において対応する。	◇指定法人は、認証法人として提出する書類のほか、「役員報酬規程」・「職員給与規程」・「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」・「基準等チェック表」・「法人及び事業の概要報告書」を、毎事業年度、所轄庁に提出している。 ◇「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」の中の「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載する項目については提出不要となる。ただし、所轄庁への提出が不要になるが、作成して備え置く必要はあるため、様式は変更しない。 ◇「役員報酬規程」と「職員給与規程」については、法人が改定しない限り提出は不要となる。
認定法人が毎事業年度提出する書類のうち、「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を提出不要とする。 【55条1項】	指定法人においても同事項を提出不要とする。 【11条1項】	◇H28の条例改正において、指定・認定法人が毎事業年度提出する書類のうち、指定と認定で重複する書類の提出を省略した経過もあり、統一性を確保するため、法に合わせて改正する。 ◇内容に変更がない場合に役員報酬規程等の提出を不要とすることに代え、役員報酬等の状況の記載項目を新たに義務付けることについて、法施行規則第32条に追加される予定のため、基準条例施行規則第17条において対応する。	◇指定法人は、認証法人として提出する書類のほか、「役員報酬規程」・「職員給与規程」・「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」・「基準等チェック表」・「法人及び事業の概要報告書」を、毎事業年度、所轄庁に提出している。 ◇「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」の中の「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載する項目については提出不要となる。ただし、所轄庁への提出が不要になるが、作成して備え置く必要はあるため、様式は変更しない。 ◇「役員報酬規程」と「職員給与規程」については、法人が改定しない限り提出は不要となる。
認定法人が毎事業年度提出する書類のうち、「役員報酬規程」・「職員給与規程」については、既に提出されているものから内容に変更がない場合は提出不要とする。 【55条1項】	指定法人においても同様の扱いとする。 【11条1項】	◇H28の条例改正において、指定・認定法人が毎事業年度提出する書類のうち、指定と認定で重複する書類の提出を省略した経過もあり、統一性を確保するため、法に合わせて改正する。 ◇内容に変更がない場合に役員報酬規程等の提出を不要とすることに代え、役員報酬等の状況の記載項目を新たに義務付けることについて、法施行規則第32条に追加される予定のため、基準条例施行規則第17条において対応する。	◇指定法人は、認証法人として提出する書類のほか、「役員報酬規程」・「職員給与規程」・「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」・「基準等チェック表」・「法人及び事業の概要報告書」を、毎事業年度、所轄庁に提出している。 ◇「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」の中の「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載する項目については提出不要となる。ただし、所轄庁への提出が不要になるが、作成して備え置く必要はあるため、様式は変更しない。 ◇「役員報酬規程」と「職員給与規程」については、法人が改定しない限り提出は不要となる。

特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用についての答申に対する取り組み状況について

※平成28年9月30日答申

No.	答申	事業名等	概要	令和元年度 実績		令和2年度 実績	
				日程	内容	日程	内容
1	(1) 制度の使いやすさの向上	基準条例・規則の改正	条例指定制度の使いやすさを向上させるため、基準条例・規則を見直し、必要に応じて改正する。	—	令和元年度第1回審査会において、法人配布用の手引きに川崎市独自の事例を掲載するなど検討・協議。	—	既存の手引きに加え、条例指定取得後に発生する提出書類や更新に関する手続き等をまとめた【取得後編】の手引きを作成。
2	(1) 制度の使いやすさの向上	認定・条例指定制度説明会	認定・条例指定制度の概要や手続き、基準等の説明を行うとともに、市や市民活動センターにおける支援事業を紹介する。	R2. 3. 6 (金)	【内容】 I 制度概要 II 手続き・基準 III 支援事業の紹介 【参加者】 6法人、8名	R3. 3. 5 (金)	【内容】 I 制度概要 II 手続き・基準 III 支援事業の紹介 【参加者】 9法人、11名
3	(2) 条例指定NPO法人等への寄附促進	地域・社会貢献フォーラム (カワサキコネクト)	活動を継続的に行うための良好な関係構築及び基盤強化、寄附の機運の醸成、相互理解による参加・連携のきっかけとなる場づくりを目的とする。	R1. 12. 7 (土)	【内容】 第1部 話題提供者から自身のストーリーを提供 第2部 ファンドレイザーによるストーリーテリングのコーチングとグループワーク 第3部 ファシリテーショングラフィックによるまとめ 【参加者】 20名	R2. 12. 13 (日)	【内容】 第1部 コロナ禍における活動事例 (2件) 第2部 ファンドレイザーによるクラウドファンディングなどファンディングのコーチング 第3部 まとめ 【参加者】 18名
4	(2) 条例指定NPO法人等への寄附促進	「寄付月間」におけるNPO応援啓発キャンペーン	12月の「寄付月間」前後に、市公共施設における啓発キャンペーンや、市広報媒体を活用したNPO応援動画の放映などを実施し、NPO法人及び制度の周知・広報を行う。	①R1. 10. 6 (日) ②R1. 12. 6～20 ③R1. 12. 9～31 ④R1. 9. 21 (土) ⑤通年 ⑥R1. 12. 6～12 ⑦R1. 11. 1～12. 31 ⑧R2. 1. 13 (月)	【内容】 NPOを応援しよう！キャンペーン ①認定NPO法人開催イベント内啓発 ②アゼリア広報コーナー展示 ③市ホームページのトップページバナー掲載 ④ごえん楽市への出展 ⑤市ホームページ (常時・YouTubeにリンク) ⑥アゼリアビジョン ⑦区役所番号表示システム ⑧成人の日を祝うつどい	①中止 ②未実施 ③R2. 12. 24～31 ④中止 ⑤R3. 12. 27～ ⑥R2. 11. 24～12. 28 ⑦R2. 12. 14～12. 28 ⑧通年 ⑨R2. 11. 27～12. 3 ⑩R2. 11～ ⑪R3. 1. 11 (月)	【内容】 NPOを応援しよう！キャンペーン ①認定NPO法人開催イベント内啓発 ②アゼリア広報コーナー展示 ③市ホームページのトップページバナー掲載 ④ごえん楽市への出展 ⑤市民活動センター2分間PR動画 ⑥市民活動センター展示 ⑦川崎駅前デジタルサイネージ 市施設等におけるNPO応援動画放映 ⑧市ホームページ (常時・YouTubeにリンク) ⑨アゼリアビジョン ⑩区役所番号表示システム ⑪成人の日を祝うつどい
5	(3) 法人の運営基盤の整備・強化サポート	組織基盤強化フォーラム	NPO向けサービスを提供している企業・事業者、サービス内容等について相談できる機会を設定する。 ※かわさき市民活動センター主催	R1. 6. 16 (日)	市民公益活動助成金の実施報告会と同日開催。 【内容】 ①組織基盤強化助成公開事業実績報告会 (13団体) ②非営利組織のための支援サービス展示会 (11企業・団体) 【参加NPO】 22団体 (60人)	—	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
6	(3) 法人の運営基盤の整備・強化サポート	NPO法人アドバイザー派遣事業	本市所轄NPO法人で認定等の取得や更新を目指す法人に、社会保険労務士、税理士を派遣し、各法人の実情・課題に応じた助言・指導を行い、組織運営に係る基盤の整備・強化を図ることで、認定等の運営要件をクリアできるよう支援する。	通年・随時受付	【内容】 2時間/回。1法人2回まで。 【専門士】 ・神奈川県社会保険労務士会川崎北支部 (委託) ・東京地方税理士会 (協定) 【派遣実績】 ・会計・税務 0法人 ・労務管理 0法人	通年・随時受付	【内容】 2時間/回。1法人2回まで。 【専門士】 ・神奈川県社会保険労務士会川崎北支部 (委託) ・東京地方税理士会 (協定) 【派遣実績】 ・会計・税務 1法人 ・労務管理 0法人

特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用についての答申に対する取り組み状況について

※平成28年9月30日答申

No.	答申	事業名等	概要	令和元年度 実績		令和2年度 実績	
				日程	内容	日程	内容
7	(3) 法人の運営基盤の整備・強化サポート	パワーアップセミナー	NPO法人の運営力強化のため、講座やセミナーを開催する。 ※かわさき市民活動センター主催、川崎市共催	①R2.1.19(日) ②R2.1.19(日) ※同日に連続開催	【内容】 税理士を講師として迎えNPO法人の事務に必要な知識を網羅的・実務的に提供する2回連続講座。 講義後に企業による会計ソフトの案内を実施。 I 日々の帳簿管理 II 決算にむけて 【参加者】 NPO法人：7法人、8人 任意団体：2団体、3人 個人参加：8人 人数合計：19人	R3.1.16(土) R3.1.23(土) ※連続講座	【内容】 税理士を講師として迎えNPO法人の事務に必要な知識を網羅的・実務的に提供する2回連続講座。 コロナの影響によりオンライン開催。 I 日々の帳簿管理 II 決算にむけて その他：コロナ関連助成金・補助金の会計処理 【参加者】 NPO法人：6法人 任意団体：6団体 人数合計：12人
8	(3) 法人の運営基盤の整備・強化サポート	NPO法人実務基礎固め講座	総会・理事会の開催や各種申請・届出など、NPO法人として必要な事務手続きに関する講座を開催する。	①R1.7.10(水) ②R1.7.12(金)	【講師】 NPO法人 ザ・事務方 理事長 笹子まさえ氏 【内容】 I 総会・理事会 II 役員変更・定款変更 III 法務局登記 IV 法人解散 【参加者】 ①16法人、18人 ②6法人、8人	R2.8.25(火)	【講師】 NPO法人 ザ・事務方 理事長 笹子まさえ氏 【内容】 I 総会・理事会 II 役員変更・定款変更 III 法務局登記 IV 法人解散 ※ コロナ禍で発生した運営課題の対応法も説明 ※ 録画した映像をYouTubeで限定公開 【参加者】 15法人、18人

平成24年度制度開始の特定非営利活動法人条例指定制度について、「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」(以下、「基準条例」という。)の附則の規定に基づき検討を行うもの。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例

附則
(検討)

2 市長は、この条例の施行後、特定非営利活動促進法及びこの条例の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済環境の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

前回(平成28年度)の制度検討

(1) 主なスケジュール

平成24年度の制度開始から5年目に当たる平成28年度に実施。

- 指定・認定法人ヒアリング：H27. 11～H28. 1
- 指定・認定取得意向法人ヒアリング：H28. 1～H28. 2
- 他自治体の取組調査：H28. 3
- 審査会：全5回開催【H28. 4. 26諮問 → H28. 9. 30答申】

(2) 答申の構成

第1 検討に当たって考慮すべき状況について

◇調査や法人ヒアリングの結果を数値・データ化して記載。

第2 条例指定制度の運用上の課題について

◇第1の結果を審査会に報告→審査会の見解を取りまとめて記載。

第3 条例指定制度の今後の運用に向けた提言

◇第1・第2を踏まえた審査会の検討結果を記載。

(3) NPO法の改正 (H28. 6. 7公布、H29. 4. 1施行)

改正内容	関連制度等
認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮	認証
貸借対照表の公告	認証
事業報告書等、役員報酬規程等の備置期間の延長	認証・認定
認定NPO法人等の海外送金当に関する書類の事後届出	認定
仮認定を特例認定に名称変更	認定
内閣府ポータルサイトにおける情報提供の拡大	その他

(4) 本市の条例等改正

NPO法の改正を受けて、平成29年3月に本市条例等を改正。

- ①「NPO法施行条例」
- ②「同条例施行細則」
- ③「基準条例」
- ④「基準条例施行規則」

- ★ 審査会の検討(諮問・答申)内容は条例指定制度についてのみ
- ★ 制度検討と条例等改正を総合的に実施

NPO法改正

(1) NPO法改正の流れ

令和2年11月20日、内閣府からNPO法改正に係る情報提供有り。12月7日に説明会を開催。
令和2年12月9日公布→令和3年6月9日施行

改正内容	関連制度等
認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮、インターネットによる公表の拡充	認証
公表・縦覧書類における個人の住所・居所の記載除外	認証・認定
認定等法人の毎事業年度提出書類の軽減	認定

(2) 本市の条例等改正

改正法施行のR3. 6に間に合わせるためには、R3. 3市議会で条例改正する必要がある。

- ★ 法改正を受けた法施行条例の改正はR3. 3市議会で議決
- ★ 内閣府令の改正内容は基準条例施行規則の改正で対応
- ★ 制度検討は法・条例改正を踏まえてR3年度に実施

今回(令和3年度)の制度検討

(1) 主なスケジュール

平成28年度の制度検討から5年目に当たる令和3年度に実施。

- 指定・認定法人ヒアリング：R3. 1～3
- 指定・認定取得意向法人ヒアリング：R3. 1～R3. 3
- 他自治体の取組調査：R3. 2～3
- 審査会：全4回開催【R3. 5諮問 → R3. 9答申】

(2) 答申の構成

平成28年度の答申の構成や項目をベースとして更新・修正を行う。

第1 検討に当たって考慮すべき状況について

◇調査や法人ヒアリングを再度実施。結果を数値・データ化して記載内容を更新。

第2 条例指定制度の運用上の課題について

◇第1の結果を審査会に報告→審査会の見解を取りまとめて記載。

第3 条例指定制度の今後の運用に向けた提言

◇第1・第2を踏まえた審査会の検討結果を記載。

(3) 平成28年度との違い、留意事項

- ①平成28年度の答申により開始した新規事業の効果測定等
- ②平成28年度には無かった指定更新の実績

- ★ 進め方や答申の構成は平成28年度をベースとする
- ★ 平成28年度の時とは異なる点に留意して適宜項目追加等を行う
- ★ 法改正は基準・運用に影響がないため、制度検討は切り離して進める
- ★ 制度検討結果により条例改正となる場合、9月答申を想定

R3 NPO法改正・市条例等改正・制度見直し 検討スケジュール(案) 【基準改定・条例改正 有り:9月答申】

